

○匝瑳市合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 29 日

告示第 75 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、その設置経費について、予算の範囲内において合併処理浄化槽設置促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、匝瑳市補助金等交付規則(平成 18 年匝瑳市規則第 66 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 し尿及び雑排水を併せて処理する 10 人槽以下の浄化槽(浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90 パーセント以上、放流水の BOD1 リットルにつき 20 ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。)が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 住宅等 居住の用に供する住宅及び店舗その他非居住部分を併用した住宅をいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号)附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) 汲取便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的な汲み取りをする方式の便槽を含む。)をいう。
- (5) 放流先がない場合の処理装置 放流先がない場合の処理方式として千葉県知事が認定した装置をいう。
- (6) 補助対象区域 千葉県立自然公園条例(昭和 35 年千葉県条例第 15 号)第 4

条第 1 項の規定により指定された千葉県立九十九里自然公園の区域内に合併処理浄化槽からの排水が流入することとなる匝瑳市の区域をいう。ただし、排水路未整備区域を除く(放流先がない場合の処理装置を設置する場合は、この限りでない。)

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、匝瑳市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者又は匝瑳市以外の市区町村の住民基本台帳に記録されている者で住宅等の取得後に速やかに当該住宅に住所を移転するもので、補助対象区域内において、住宅等に合併処理浄化槽を設置するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項による確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 国庫補助指針に適合する合併処理浄化槽であって、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が行う小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録の対象とならない合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 排水路未整備区域に放流先がない場合の処理装置を設置せずに合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 販売の目的で、住宅等を建築する者
- (6) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がある者

(補助金の限度額)

第 4 条 合併処理浄化槽を設置(建物の建て替えにより単独処理浄化槽又は汲取便槽を合併処理浄化槽に付け替える場合を含む。)する者に対する補助金の限度額は、12 万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替える場合の補助金の限度額は別表第 1、汲取便槽を合併処理浄化槽に付け替える場合の補助金の限度額は別表第 2 のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者は、合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書又は確認済証の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 住宅等を借りているものは、賃貸人の承諾書の写し
- (4) 工事見積書の写し及び工程表
- (5) 浄化槽調書の写し又は合併処理浄化槽概要書の写し及び構造図
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 合併処理浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建築物の配置図
- (8) 当該合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類(登録証の写し及び登録浄化槽管理票)
- (9) 一般社団法人千葉県浄化槽協会が交付する保証登録証
- (10) 匝瑳市における住民票の写し又は居住することを誓約する書面
- (11) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類
- (12) 転換計画書(第2号様式。単独処理浄化槽又は汲取便槽を合併処理浄化槽に転換する場合に限る。)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第6条 規則第4条の規定により、市長は、前条の申請書の提出があったときには、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付決定(却下)通知書(第3号様式)により交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(補助事業の変更等)

第 8 条 前条第 1 号又は第 2 号の規定により、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後、補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとする場合は、合併処理浄化槽設置促進事業変更(中止・廃止)承認申請書(第 4 号様式)をあらかじめ市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を合併処理浄化槽設置促進事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(第 5 号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第 12 条の規定により、合併処理浄化槽設置促進事業補助金実績報告書(第 6 号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 法第 11 条検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し(補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類及び清掃委託契約書の写し及び法第 11 条検査の受検契約書の写し)

(2) 法第 7 条に規定する検査の手数料払込票兼受領証の写し又は一般社団法人千葉県浄化槽協会の確認印が押印された法第 7 条検査申込書

(3) 施工状況に係る写真

(4) 施工結果報告書

(5) 工事請求書又は領収書の写し

(6) 法第 10 条を遵守することを誓約する書面

(7) 転換報告書(第 7 号様式。単独処理浄化槽又は汲取便槽を合併処理浄化槽に転換する場合に限る。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、合併処理浄化槽設置促進事業補助金確定通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者が規則第15条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(八日市場市合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱及び野栄町合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 八日市場市合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱(平成2年八日市場市告示第8号)及び野栄町合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱(平成2年野栄町告示第55号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月29日告示第20号)

この告示は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成20年2月28日告示第6号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の匝瑳市合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に市長に交付の申請をする者に係る補助金から適用し、同日前に改正前の匝瑳市合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱の規定によ

り市長の交付の申請をした者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 17 日告示第 6 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成 22 年 6 月 21 日告示第 36 号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日告示第 12 号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

10 第 9 条の規定による改正後の匝瑳市合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に、市長に合併処理浄化槽設置促進事業補助金の交付に係る申請(以下この項において「申請」という。)をする者から適用し、施行日前に市長に申請をした者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 2 月 14 日告示第 3 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、第 1 条の規定による改正前の匝瑳市合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱第 1 号様式の規定又は第 2 条の規定による改正前の匝瑳市被災地浄化槽復旧支援事業補助金交付要綱第 1 号様式の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日告示第 35 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日告示第 21 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の匝瑳市合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 26 年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、改正前の第 1 号様式の規定又は第 6 号様式の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第 1(第 4 条関係)

人槽区分	補助金の限度額
5 人槽	612,000 円
6 人槽・7 人槽	694,000 円
8 人槽～10 人槽	828,000 円

別表第 2(第 4 条関係)

人槽区分	補助金の限度額
5 人槽	532,000 円
6 人槽・7 人槽	614,000 円
8 人槽～10 人槽	748,000 円